会員各位

茨城県毒物劇物保安協会長 (公印省略)

毒物及び劇物指定令等の一部改正について(通知)

このことについて、平成18年5月1日付けをもって茨城県保健福祉部長から別添のと おり通知がありましたのでお知らせいたします。





薬 第 1 5 6 号 平成18年 5月 1日

茨城県毒物劇物保安協会長 殿



毒物及び劇物指定令等の一部改正について(通知)

このことについて、平成18年4月21日付け薬食発第0421001号をもって厚生労働省医薬食品局長から別添写しのとおり通知がありましたので、御承知の上、貴会会員によくお知らせ下さい。





薬食発第0421001号 平成18年4月21日

各 都 道 府 県 知 事 保健所設置市市長 特 別 区 区 長

厚生労働省医薬食品局長

毒物及び劇物指定令等の一部改正について(通知)

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(平成18年政令第176号)(別添1)及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第114号)(別添2)が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学工業品輸入協会会長あてに発出しているので申し添える。

記

### 第1 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令について

- 1 次に掲げる物を毒物から劇物に指定し直したこと。
- (1) 三塩化チタン及びこれを含有する製剤
- 2 次に掲げる物を劇物に指定したこと。
- (1) 三・六・九ートリアザウンデカンー・ーージアミン及びこれを含有する 製剤
- (2) ニーtーブチルー五ーメチルフェノール及びこれを含有する製剤
- (3) ヘキサンーー・六ージアミン及びこれを含有する製剤
- 3 次に掲げる物を劇物から除外したこと。
- (1) -- (三-クロロー四・五・六・七ーテトラヒドロピラゾロ [一・五-a] ピリジンーニーイル) -五- [メチル (プロプーニーインーーーイル) アミノ ] --H-ピラゾール-四-カルボニトリル (別名ピラクロニル) 及びこれを含有する製剤
- (2) 四ーシアノー三・五ージフルオロフェニル=四ーペンチルベンゾアート及び これを含有する製剤

- (3) 二・六ージフルオロー四ー (五一プロピルピリミジンーニーイル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (4) ニーメトキシエチル= (RS) ーニー (四一 t ーブチルフェニル) ーニーシ アノー三ーオキソー三ー (ニートリフルオロメチルフェニル) プロパノアート (別名シフルメトフェン) 及びこれを含有する製剤

#### 4 施行期日

平成18年5月1日から施行することとしたこと。ただし、第1の3の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

### 5 経過措置等

劇物に指定された第1の1に掲げるものについては、平成18年5月1日(施行日)現在において存し、かつ、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(法第22条第5項において準用する場合も含む。)規定による「医薬用外毒物」の表示がなされているものについては、その表示がなされているかぎり、法第12条第1項の規定は適用されないこととしたこと。

また、新たに劇物に指定された第1の2に掲げるものについては、既に製造、輸入及び販売されている実情にかんがみ、平成18年5月1日(施行日)現在、その製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成18年7月31日までは、法第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用されず、また、現に存する物については、平成18年7月31日までは、法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(法第22条第5項において準用する場合も含む。)及び第2項の規定は適用されないこととしたこと。

これらの者に対しては速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うことを指導すること。また、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条、第15条、第15条の2、第16条等の経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用されるものであるので、関係業者を適正に指導すること。

### 第2 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令について

- 1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物から除外したこと。
- (1) -- (三-クロロー四・五・六・七ーテトラヒドロピラゾロ [一・五-a] ピリジンーニーイル) 五- [メチル (プロプーニーインーーーイル) アミノ ] --H-ピラゾールー四ーカルボニトリル (別名ピラクロニル) 及びこれを 含有する製剤
- (2) ニーメトキシエチル=(RS)ーニー(四-tーブチルフェニル)ーニーシ アノー三ーオキソー三ー(ニートリフルオロメチルフェニル)プロパノアート (別名シフルメトフェン)及びこれを含有する製剤

2 施行期日 公布の日から施行することとしたこと。

### 第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については別添3及び別添4に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添5のとおりであること。

## 政令第百七十六号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内 閣 は、 毒物 及 び 劇物 取 締法 (昭 和二十五年法律第三百三号) 第二十三条の八並 がに別れ 表第

及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒 物 及 び 劇 物 指 定 令 (昭 和 四 + 车 政令第二号) の一部を次のように改正する。

第 一条中第六号の四を削り、 第六号の五を第六号の四とし、 第六号の六から第六号の九までを一号ずつ繰

り上げる。

第二条第一項第三十号の五の次に次の一号を加える。

三十の六 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

る。 第二条第 項第三十二号中44を18とし、 (143) を (147) と し、 (142) を (146) と し、 (141) を (144) と し、 その次に次のように加え

(145)ニーメトキシエチル R S 应 t 1 ブチル フエニ ル -ニーシアノー三ーオキ ソ

(二ートリフル 才 口 メチ ル フエ ニル) プロ パ ノア F (別名シフル メトフエン) 及びこれを含有す

### る製剤

第二条第一項第三十二号中40を14とし、 (81) (139) (139) (142) (145) (80) を (82) とし、 その次に次のよ

うに加える。

(83)二・六ージ フ ル オ 口 1 兀 五 1 プロ ピルピリミジンーニーイル)ベンゾニトリル及びこれを含有

### する製剤

第二条第一項第三十二号中(7)を(8)とし、 (35)から(78)までを(37)から(80)までとし、 (34) を (35) とし、 その次に次のよ

うに加える。

(36)四 1 シアノー三・五 ージフル 才 口 フエ = ル  $\parallel$ 几 ペンチルベンゾアート及びこれを含有する製剤

第二条第 項第三十二号中(33を4)とし、 (27) から(32) までを(28) カ 5 (33)までとし、 (26)の次に次のように加 え る。

(27)1  $\widehat{\Xi}$ ・クロ 口 1 兀 五. · 六 七 テトラヒドロ ピラゾロ 一 五 五 1 a ピリジンーニーイル)

五 [メチル (プロプーニーインーーーイル)アミノ」ーーHーピラゾ \_ ル | 匹 | 力 ルボニトリル

(別名ピラクロニル)及びこれを含有する製剤

第二条第一項第七十二号の次に次の一号を加える。

七十二の二 三・六・九ートリアザウンデカンーー・一一-ジアミン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第八十五号の八の次に次の一号を加える。

八十五の九 <u>-</u> t 1 ブチルー 五ーメチルフエ ノール及びこれを含有する製剤

第二条第一項第九十一号の二の次に次の一号を加える。

九十一の三 ヘキサンーー・六ージアミン及びこれを含有する製剤

附則

(施行期日)

1

7 の政令は、 平成十八年五月一日から施行する。 ただし、 第二条第一項第三十二号の改正規定は、 公布

の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の毒物及び劇物指定令 (以下「新令」という。) 第二条第一項第三十号の六に掲

げる物であって、この政令の施行の際現に存し、 かつ、 その容器及び被包にそれぞれ 毒物及び 劇物 取 締法

第十二条第 項 (同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。 以下同じ。 の規定による毒 物  $\mathcal{O}$ 

表 示がなされてい るも のについては、 引き続きその表示がなされている限り、 同法第十二条第一項の規定

は、適用しない。

3 0) 政 合の施行前にした新令第二条第一項第三十号の六に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用につ

いては、なお従前の例による。

4 (T) 政 令の 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現に新令第二条第 項第七十二号の二、 第八十五 一号の 九及び第 九十 号 の三に 掲げ

る物 *(*) 製 造 業、 輸 入業 又 は 販売業を営 んでいる者が引き続き行う当該営業につ いては、 平成十八年七月三

十一日までは、 毒物及び劇物取締法第三条、 第七条及び第九条の規定は、 適用 L ない。

5 前 項に 規定する物であってこの 政令 の施行 の際現に存するものについ ては、 平成十八年七月三十 一日ま

では、 毒物及び 劇物取締法第十二条第一 項及び第二項の規 定は、 適用 Ü ない。

# ○厚生労働省令第百十四号

盡 物 及び 劇 物 取 締 法 ( 昭 和二十五年法律第三百三号) 第四条の三第一項の規定に基づき、 毒物及び劇物取

締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年四月二十一日

厚生労働大臣 川崎 二郎

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒 物 及 び 劇 物 取 締 法 施 行 規則 (昭 和 <u>-</u> + -六年厚: 生 省令 第四 |号) (T) 部 いを次の、 ように改 Ē 立する。

别 表 第 劇 物  $\mathcal{O}$ 項 第十 号の 九 中 (138) を (140) とし、 (137) を (139) と し、 (136) を (138) と し、 (135) を (136) と し、 その 次に次  $\widehat{\mathcal{O}}$ 

に加える。

(137)<u>-</u> メト 丰 シエ チル  $\|$  $\widehat{R}$ 匝  $\mathbf{t}$ 1 ブチ 'n フエニ ル ーニーシアノー三ーオキソー三

1 IJ Ź ル 才 口 メ チ ル フ 二 \_ ル プ 口 パ ノア 1 別 名 シ フル メト フエン) 及びこれを含有 す

る製剤

別 表 第 劇 物 0) 項第十 号の九中(134) (135) (135) (2から3)までを(2から3)までとし、(2の次に次のように加)

(26) (三一クロロー四・五・六・七ーテトラヒドロピラゾロ [一·五一 a] ピリジンーニーイル)

五. [メチル (プロプーニーインーーーイル) アミノ] ーーHーピラゾールー四ー カルボニトリル

(別名ピラクロニル) 及びこれを含有する製剤

附則

この省令は、公布の日から施行する。

毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令新旧対照条文

# (傍線の部分は改正部分)

トリル(別名ピラクロニル)及びこれを含有する製剤インーーーイル)アミノ」Hーピラゾールー四ーカルボニー・五ー (三ークロロー四・五・六・七ーテトラヒドロピラゾロ [ ーー (三ークロロー四・五・六・七ーテトラヒドロピラゾロ [	(1~26 (略)	三十の六 三塩化チタン及びこれを含有する製剤 三十の六 三塩化チタン及びこれを含有する製剤 三十の六 三塩化チタン及びこれを含有する製剤 三十の六 三塩化チタン及びこれを含有する製剤 三十の六 三塩化チタン及びこれを含有する製剤 三十の六 三塩化チタン及びこれを含有する製剤	改正案
	<ul><li>(1)~(26) (略)</li><li>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲三十一 (略)</li></ul>	(毒物) (毒物) (毒物) (毒物) (毒物) (毒物) (毒物) (毒物)	現

略二-	十一の二(	する製乳 八十五の九 ニー t ー ブチルー五ーメチルフエノール及びこ七十三~八十五の八 (略) 及びこれを含有する製剤	七十二の二 三・六・九ートリアザウンデカンー一・一一三二十三〜七十二 (略)	(146)  { (148)  (略)	含有する製剤フエニル)プロパノアート(別名シフルメトフエン)及びこれをル)ーニーシアノー三ーオキソー三ー(ニートリフルオロメチル	ーメトキシエチル= (RS) ーニー (四-t-	(84) 144) (略) (84) (44) (格)	レン、イングニトルレ及がこれと対面トも製削(83) 二・六ージフルオロー四ー(五ープロピルピリミジン)	(37)   (82)   略	ゾアート及びこれを含有する製剤 (36) 四ーシアノー三・五ージフルオロフエニル=四ーペン	(28) (35) (略)
2 (略)   九十二~百九 (略)   12 (略)   13 (略)	八十六〜九十一の二 (略)   八十六〜九十一の二 (略)	ル及びこれを含有 七十三~八十五の八 (略)	ージアミン 三十三〜七十二 (略)	(142)   {(144)   (略)	及びこれを	(1	81)   {		(35)   (80)   (略)	ンチルベン	(27) (34) (略)

○毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

十二~六十七 (略)   これを含有する製剤	チルフエニル)プロパノアート (別名シフルメトフエン) 及び(27)(136)(ニル)ーニーシアノー三ーオキソー三ー (四ーtーブチルフエール) 人の(エーメトキシエチル=(RS)ーニー (四ーtーブチルフエール) 及びこれを含有する製剤	-ニーインーーーイル) アミノ]Hーピラゾールー四ーカー(26)   (1) (25) (略)	改 正 案
十二(136)  十二(138)  十七 (略)	(26)   (135)   (略)	(1)~(2) (略) 一~十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次ー~十一の八 (略) に掲げるものを除く。 別表第一(第四条の二関係)	

(傍線の部分は改正部分)

京田典田 . 甲四枚中		三軸化チタン	名
(鏖鞨) バよりへ街期間に引き起いなれる軸角	CI TiCl <sub>3</sub> 分子量 154 CAS No. 770	— <u>C</u>	構造 式
される		原体及びこれを 含有する製剤	区分
1 袋母 明入母介持下级吸ぶ五岁	密融沸蒸。客。云云云。	と外観:暗紫色六方晶系の       原体:         潮解性結晶       急性経	连状
サンドカ	1.D <sub>5</sub> 。 (mg/kg)  5ット る年 130 ※1 (20%三塩化チル溶液。20%溶液とびその希釈液を 2,000mg/kg とびその希釈液を 2,000mg/kg とり) の年 2,000 ※2 100%三塩化チル。0.5%及び 3%を 10ml/kg 投与) 性経皮毒性 に D <sub>5</sub> 。 (mg/kg) ラット る年 20%三塩化チル。0.5%及び 3%をだし、強い腐食性が観察され ※3 当該物質は、過去に※1の知見基づき 20%三塩化チタン溶液のいて経口毒性が 130mg/kg でるので、100%では 1/5 の mg/kg と類描されることから、物 相 当 (経口を考慮を50mg/kg)の毒性をもつ疑いあることから、安全性を考慮を50mg/kg)の毒性をもつ疑いあることから、安全性を考慮を50mg/kg)の毒性をもつ疑いあることから、安全性を考慮を50mg/kg)の毒性をもつ疑いあることから、安全性を考慮を50mg/kg)の毒性をもつ疑いあることから、安全性を誘発す、劇物相当の腐食性※3 (のを有すること判定基準 1.(1)に該当)が判明したので、劇物に同す。	(口	毒性
	ウン・ 田 イン 漢 共	き マ マ フ	主な用涂

Ж

	γ ( ω	
	イン 3 ルイ 5 の く 5	M
	0 	<del>  </del>
	トリアザウ	柊
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	ZI	構
	282	
	C <sub>8</sub> H <sub>23</sub> N <sub>5</sub> 分子量 CAS No.	造
	189.30 112-57-2	7
	7-2	
	NH 2	
	原体及びこれを外観: 黄色液体含有する製剤 沸点: 320℃ 融点: -30~46℃ 溶解性: 水:100℃ 引火点:139℃	X
	い、製	W
	<b>4</b> 9	4
	外觀:黄色液体 沸点:320°C 融点:-30~46°C以下 溶解性:水:100%(20°C) 引火点:139°C	
	養色液/ 20℃ 30~46 水:10 139℃	強状
	**************************************	*
※ 20 査 重 を で		
※劇物木 200mg/k 有し、場 <b>か角単</b> 、 <b>か角サ</b> 、 <b>物物</b>	原体: (毒性値 書より引用) 急性経口毒性 LD50 (mg ラット 3,250 急性経皮毒性 LD50 (mg ラット 660、 急性吸入毒性 LC50 ラット >9.9) 皮膚刺激性 ウザ、腐食 目刺激性	毒
物相当の毒性(経 1g/kg <ld<sub>50&lt;1,000m / 劇物相当の腐金 (準 1.(1)②及び③ (することが判明 劇物に指定する。</ld<sub>	体: (毒性値/は OECDs より引用) 性経口毒性 LD50 (mg/kg) ラット 3,250 性経皮毒性 LD50 (mg/kg) ラット 660、1,260※ 性吸入毒性 LC50 ラット >9.9ppm/8h 膚刺激性 ウサ、腐食性※ 刺激性	
車性 (注 1,000r 当の服 め及び(3 が判り が判り	/kg) /kg) /kg) /kg) 1,260; pm/8h pm/8h	土
※劇物相当の毒性(経皮毒性 200mg/kg(LD <sub>50</sub> 公1,000mg/kg)を 有し、劇物相当の腐食性(判 定基準1.(1)②及び③に該当) を有することが判明したの で、劇物に指定する。	原体: (毒性値は OECD SIDS 文書上り引用) 急性経口毒性 LD50 (mg/kg) ラット 3,250 急性経皮毒性 LD50 (mg/kg) ラット 660、1,260※ 急性吸入毒性 LC50 ラット >9.9ppm/8h 皮膚刺激性 ウザ、腐食性※ 目刺激性	
性を判むの		ш.
	界面活性劑、 接着剤、 農薬	主な用途
	※ 学	( <del>  </del>

2 - t - ブチル - 5 - メ チルフェノール	名称
OH CH <sub>3</sub> C <sub>11</sub> H <sub>16</sub> O 分子量 164 CAS No. 88-60-8	精造式
原体及びこれを含有する製剤	N H
原体及びこれを外観:淡黄色固体 含有する製剤	性状
原体: (毒性値は OECD SIDS 文書より引用) 急性経口毒性 LD50 (mg/kg) ラット で 320-800 早 130-320※ 急性経皮毒性 LD50 (mg/kg) ラット 1,200 皮膚刺激性 ウザ、 で 腐食性※ 眼刺激性 ウザ、 で 腐食性※ にも 1,200 毒性 (経口毒性) を有し、かつ劇物相当の腐食性(判定基準1.(1)②及び ③に該当)を有することが 判明したので、劇物に指定する。	毒 性
酸化防止剤の中間体	主な用途

×Γ			
- 1		// 〉 く サ ・ く 1	仫
如字册字·汪曰克丁		1, 6 - ジア	杯
		H 2N	
			<b>*</b>
		H <sub>2</sub> N(CH <sub>2</sub> ) <sub>6</sub> NH <sub>2</sub> 分子量 116.2 CAS No. 124-0	治
		9-4	#
		文 工 Z	
		原体及びこれで含有する製剤	区分
		原体及びこれを外観:アンモニア臭の白色 <u>原体:(毒性値はのECD</u>	<b>辛</b>
で、劇物に指定する。	※劇物相当の腐食性(判定 基準 1. (1)②及び③に該当) を有することが判明したの	原体: (毒性値/は OECD SIDS	毒 性
		ポイ原ネ	主な用途

※ 如弃無弃・油回芍丸 (品		名称	
「おや・日子は、日本には、日本には、日本には、日本に、「「「「「「「「「「「「「「」」」」」という。 はい	C <sub>15</sub> H <sub>15</sub> ClN <sub>6</sub> 分子量 314.78 CAS No. 158353-15-2	構 造 式	
73+42-1	原体及びこれを含有する製剤	X 3	
	原体及びこれを外観:白色固体、無臭 (20°C) (20	性状	
	観:白色固体、無臭 <u>原体:</u> (20°C)	毒 性	
	大	主な用途	

	4 - シアノ - 3, 5 - ジフルオロフェニル=4 - ペンチルベングアート	名
	C <sub>5</sub> H <sub>1</sub>	
		構
	coo (	造
	П	<b>₹</b>
	Q 原伯 在	
	原体及びこれを含有する製剤	安 发
	原体及びこれを外観:白色固体 含有する製剤 融点:47.2°C 沸点:300°C以上 溶解性:水にほとんど溶 けない。 安定性:常温で安定。不 揮発性 反応性:水や空気には反 応しない。	<b>注</b>
<ul> <li>※いずれのデータも劇物以上の毒性 (経口毒性 LD<sub>50</sub>&lt;300mg/kg、又は吸入毒性 LC<sub>50</sub>&lt;1.0mg/L、又は腐食性 LC<sub>50</sub>&lt;1.0mg/L、又は腐食性有り)をもたないことから、劇物から除外する。</li> </ul>	原体: 急性経口毒性 LD50 (mg/kg) ラット み年>2,000 急性吸入毒性 LC50 (mg/L) (ミスト、4時間暴露) ラット み年>5.107 皮膚刺激性 サ特 み年刺激性なし	毒
<u>ータも劇物と</u> (経口毒性 又は吸入毒 上、又は腐食 たないことか 急外する。	/kg) >2,000 /L) 時間暴露) :5.107	注
	液晶素子	主な用途

2、6ーシフバギロー4 ー(5ープロピルピリミジンー2ーイル)ベンバ ニトリル	Į.
C <sub>14</sub> H <sub>11</sub> F <sub>2</sub> N <sub>3</sub> 分子量 259.26	構造式
原体及びこれを 全有する製剤 や高 神点 で を で の の で の の の の の の の の の の の の の	区分
: 白色固体 : 68.7℃ : 300℃以上 性: 水にほとんど溶 性: 水にほとんど溶 性: 室温で安定。不 性: 室温で安定。不 光性 しない	性状
原体:     LD 50 (mg/kg)     LD 50 (mg/kg)     ブット    マキ>2,000     急性級人毒性     LC 50 (mg/L)     (スト、4時間暴露)     ブット    お中間暴露)     フィ    2.093 < L    こ50     マーク    ち原物性なし     ファータ も 劇物    との    ま性    (終 口 毒 性	毒 性
液晶素子	主な用途

	2 - メトキシエチル=(R S) - 2 - (4 - t - ブチ ルフェニル) - 2 - シア ノー3 - オキン - 3 - (2 - トリフルオロメチ ルフェニル) プロペノア ート (別名: シフルメト フェン)	名称
	CN COO COO COO COO COO COO COO COO COO C	精造式
	原を剤及合えている。	A A
	原体及びこれ 外観: 白色固体	性状
<ul> <li>※いずれのデータも劇物以上の毒性 (経口毒性 LD<sub>50</sub>&lt;300mg/kg、又は 経皮毒性 LD<sub>50</sub>&lt;1,000mg/kg、又は吸入毒性 LC<sub>50</sub>&lt;1.0mg/L、又は腐食性</li></ul>	外観: 白色固体	<b>静</b> 注
	<b>漢</b> <del>                                      </del>	主な用途